

質問第二五八号

投票所設置拡大に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年五月十一日

藤末健三

参議院議長 江田五月 殿



## 投票所設置拡大に関する質問主意書

私が行った商店街等頻繁に人が出入りするところへの投票所設置に関する質問に対する答弁書（平成二十一年四月七日内閣参質一七一第九六号）の中で、「これまで、総務省においては、国政選挙や統一地方選挙の度ごとに、投票所の適切な設置について、都道府県の選挙管理委員会を通じ、管理執行上の留意事項等に関する通知等により、市町村の選挙管理委員会に対して助言してきているところであるが、次期衆議院議員総選挙の際には、この通知において、投票の秘密や選挙の公正を確保するために必要な場所及び設備を有し、投票所の秩序を適切に保持することができる場合においては、ショッピングセンター等頻繁に人の往来があるところであっても投票所を設置することが可能であることを具体的に示す方向で検討しているところである。次期衆議院議員総選挙が執行されるに当たっては、この検討内容を反映した通知を発出するとともに、都道府県の選挙管理委員会の委員長等が出席する会議においてその周知を図る等により、市町村の選挙管理委員会に十分な助言を行ってまいりたい。」との回答をえている。これを踏まえて以下質問する。

一 投票の秘密や選挙の公正を確保するために必要な場所及び設備を有し、投票所の秩序を適切に保持することができる場合には、大学構内でも投票所を設置できると思うが、政府の見解を示されたい。

二 また、学生が地元に住民票があつても在籍している大学構内で投票できるようにはできないか。そのようにすれば若者の投票率が低い状況を改善できると思うが、政府の見解を示されたい。

右質問する。